

「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査の結果について

福祉医療機構では、全国の社会福祉法人を対象に、平成29年4月1日に施行された「社会福祉法等の一部を改正する法律」への対応状況に関するアンケート調査を実施した。

法律改正を受けて策定した新定款に規定する理事定数は83.0%の法人が「6人」、評議員定数は65.7%の法人が「7人」であった。なお、法改正にあたっての経過措置により理事定数を超えない評議員定数を設定している法人は全体の14.8%であった。また、新定款が租税特別措置法第40条の適用要件を満たすと回答した法人は全体の46.3%であった。

地域における公益的な取組の実施状況については、「法人単独で実施予定」との回答が38.0%、「他法人と連携して実施予定」が10.4%、それらの両方を実施予定との回答が3.2%であった。

社会福祉充実残額の見込みについて、「生じる」と回答した法人は全体の7.4%、「生じない」と回答した法人は70.8%、「試算していない」と回答した法人が21.8%であった。

社会福祉充実残額が発生する見込みである法人に対して、社会福祉充実計画の策定状況を確認したところ、49.1%の法人は計画を策定済みであったが、未定と回答した法人も50.9%あった。

社会福祉充実残額の投下先としては、社会福祉事業が95.4%とほぼ全数に近かったものの、地域公益事業、公益事業と回答した法人も一定程度あった。

はじめに

平成29年4月1日から「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が施行され、社会福祉法人においては、「経営組織の見直し」として、評議員・評議員会、理事・理事会などのあり方について見直されるとともに、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられたところである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくことが求められることとなった。

こうした状況を踏まえ、福祉医療機構では、社会福祉法人の改正社会福祉法への対応状況等を把握し、各法人が今後の事業運営の参考とすることを目的に、融資先の社会福祉法人を対象

に「改正社会福祉法への対応状況」に関するアンケート調査を実施した。

調査項目は、理事および評議員の定数など新定款の策定状況、地域における公益的な取組への対応状況ならびに社会福祉充実残額および計画の状況の3点とし、調査結果は次のとおりであった。

1 アンケート調査結果概要

1.1 概要

対象：社会福祉法人 9,009 法人

回答数：3,764 件

有効回答数：3,710 件

有効回答率：41.2%

実施期間：平成29年4月24日（月）～

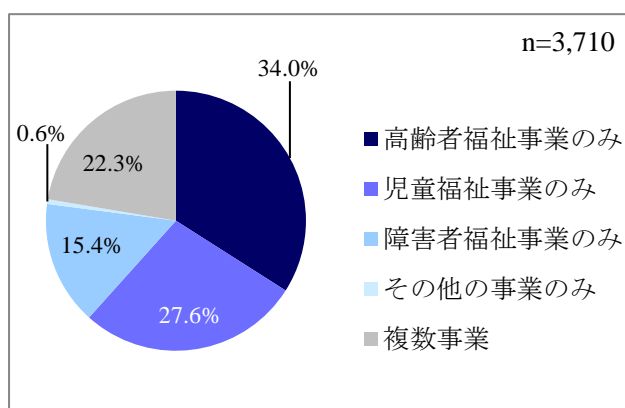
平成29年5月12日（金）

方法：Web アンケート

1.2 回答者の属性

回答法人が運営する事業の内訳は、高齢者福祉事業のみを運営する法人が34.0%、児童福祉事業のみが27.6%、障害福祉事業のみが15.4%であった（図表1）。なお、2種類以上の事業を運営している法人が22.3%であった。

（図表1） 運営事業



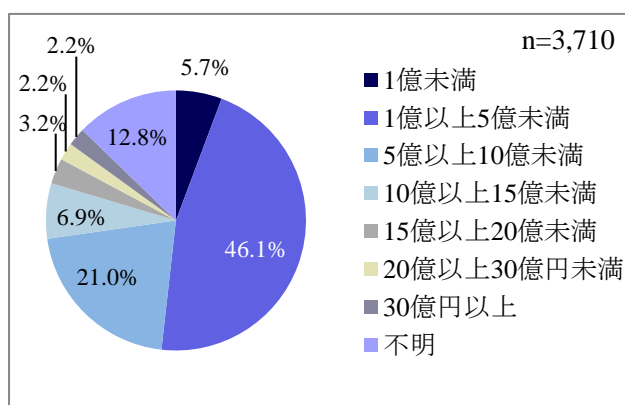
注) 数値は四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。(以下、記載がない場合は同じ)

資料出所: 福祉医療機構 (以下、記載がない場合は同じ)

回答法人の平成27年度サービス活動収益は、1億円以上5億円未満の法人が46.1%ともっとも多く、次いで5億円以上10億円未満が21.0%となっており、10億円未満の法人が約7割を占めていた（図表2）。

なお、平成29・30年度に会計監査人の設置義務法人となる要件の1つであるサービス活動収益30億円以上の法人は2.2%であった。

（図表2） 平成27年度 サービス活動収益規模



2 改正社会福祉法への対応状況

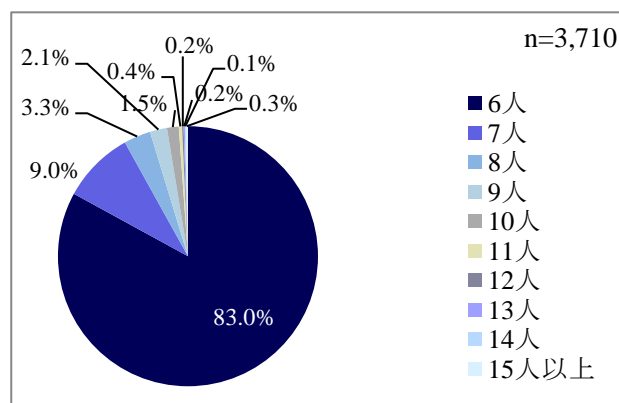
2.1 新定款の状況

新定款に定める理事定数（定数に幅のある場合は最低数）は、「6人」との回答がもっとも多く、全体の83.0%を占めた（図表3）。

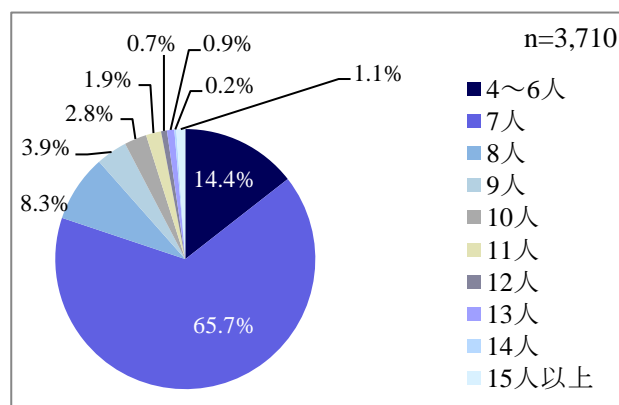
新定款に定める評議員定数（定数に幅のある場合は最低数）は「7人」との回答がもっとも多く、全体の65.7%を占めた（図表4）。

なお、法改正にあたっての経過措置により、理事定数を超えない評議員定数を設定している法人が全体の14.8%であった。経過措置は平成29年4月1日から3年間とされているため、これらの法人においては、この期間内に理事定数を超える評議員定数へと定款を改める必要が生じることとなる。

（図表3） 新定款に定める理事定数

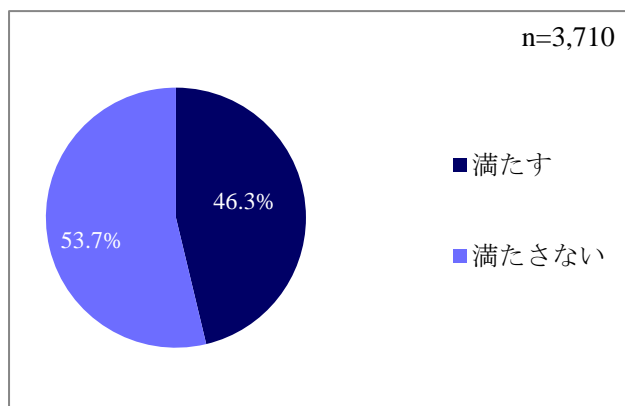


（図表4） 新定款に定める評議員定数



また、新定款が租税特別措置法第40条の適用要件¹を満たすと回答した法人は全体の46.3%であった(図表5)。

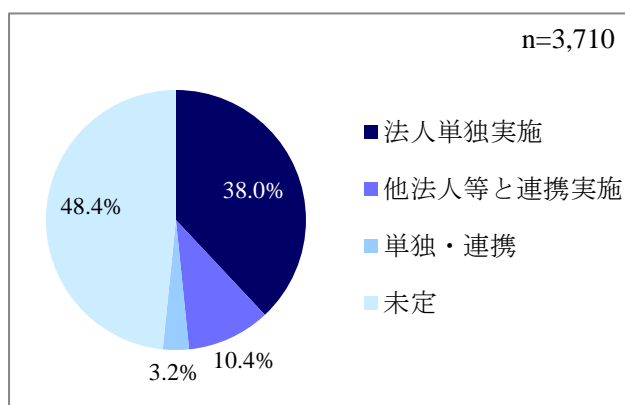
(図表5) 租税特別措置法第40条の適用要件



2.2 地域における公益的な取組

改正法第24条第2項の社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」については、「法人単独で実施予定」との回答が38.0%、「他法人と連携して実施予定」が10.4%、それらの両方を実施予定との回答が3.2%であった(図表6)。

(図表6) 地域における公益的な取組予定



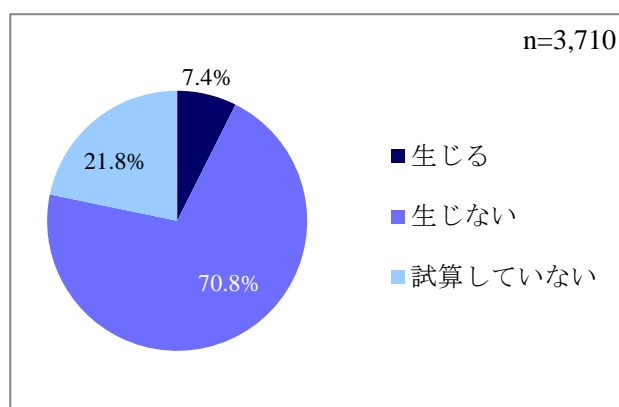
3 社会福祉充実残額および計画の状況

3.1 社会福祉充実残額の見込み

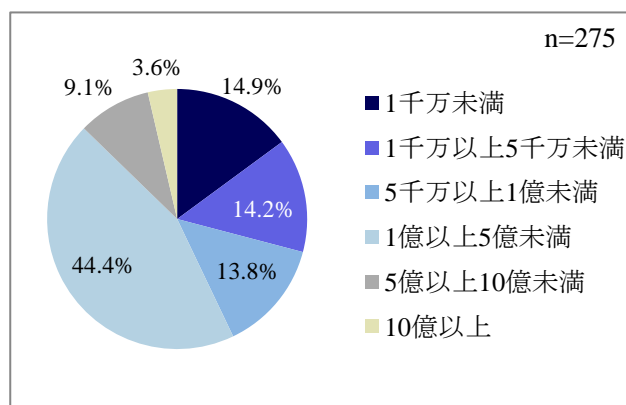
アンケートへの回答時点での社会福祉充実残額の見込みについて、「生じる」と回答した法人は全体の7.4%、「生じない」と回答した法人は70.8%、「試算していない」と回答した法人が21.8%であった(図表7)。

社会福祉充実残額の見込み額については、1億円以上5億円未満との回答が44.4%と最も多かった(図表8)。

(図表7) 社会福祉充実残額の有無



(図表8) 社会福祉充実残額見込み規模



¹ 社会福祉法人等に財産を寄付した場合の贈与所得等の非課税の特例における承認特例の要件として、必要な事項が定款に規定されていることが必要となる

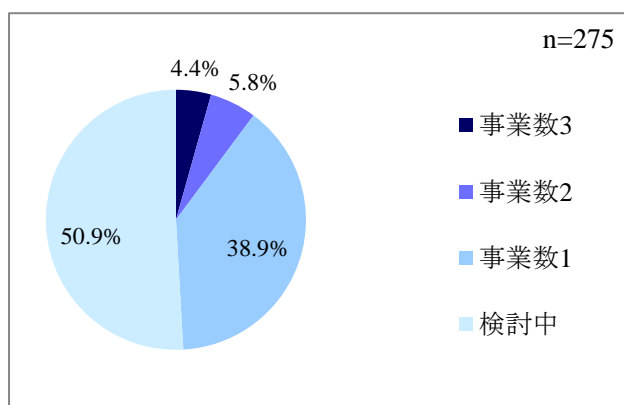
3.2 社会福祉充実計画

社会福祉充実残額が発生した法人のアンケート回答時点における社会福祉充実計画の策定状況およびそれぞれの法人が社会福祉充実計画に盛り込んでいる事業数は以下のとおりである

(図表 9)。49.1%の法人は計画を策定済みであり、複数の事業を計画に盛り込んでいる法人は全体の10.2%であった。

なお、検討中と回答した法人も50.9%あった。

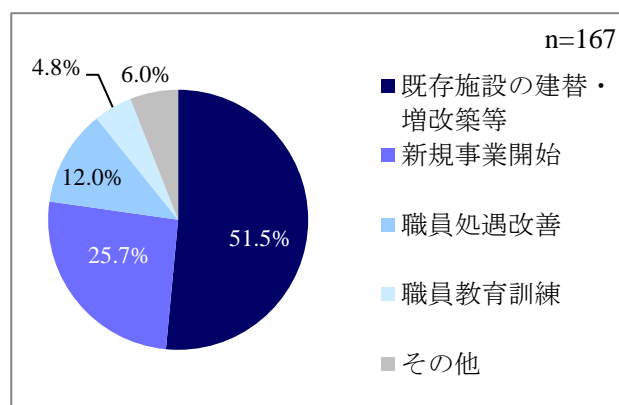
(図表 9) 社会福祉充実計画の策定状況



社会福祉充実計画のうち、社会福祉事業の具体的内容については「既存施設の建替・増改築等」が51.5%ともっとも多く、次いで「新規事業開始」が25.7%、「職員処遇改善」および「職員教育訓練」といった職員にかかわる事業が16.8%という結果となった(図表 11)。

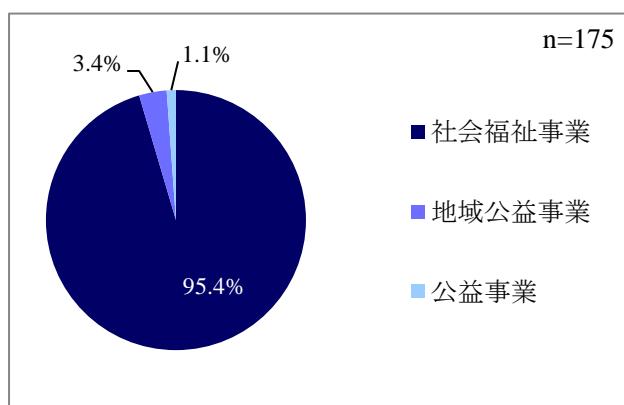
また、地域公益事業の具体的事業内容としては「こども食堂」「虐待・貧困等の相談窓口」「生活困窮者レスキュー事業」等が挙げられた。

(図表 11) 社会福祉事業の具体的内容



社会福祉充実残額の投下先としては、社会福祉事業が95.4%とほぼ全数に近かったものの、地域公益事業、公益事業と回答した法人も一定程度あった。社会福祉事業が第一優先順位の投下先であることを考えると、妥当な結果であると考えられる(図表 10)。

(図表 10) 社会福祉充実計画の策定内容





おわりに

社会福祉法人のあり方を巡る一連の社会福祉法人制度改革は、改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日から完全施行され、現在、およそ 1 か月が経過したところである。

冒頭でも述べたとおり、今次調査は改正社会福祉法への対応状況をいち早く把握するとともに、それぞれの法人での取り組み等について紹介するべく実施したものである。

本調査結果が、それぞれの法人において社会福祉充実計画の策定等に当たっての参考となれば幸いである。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません

※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません

※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371